

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

#### 第1節 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第50号)

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、①1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」を創設することや、②100万円超の高額送金を取扱い可能な類型の創設や数万円程度の少額送金を取り扱う類型の規制の合理化など、資金移動業に関する規制を整備すること等の措置を盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年度法律第50号)」が、2020年6月5日に成立し、同年6月12日に公布された。(別紙1参照)

# 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための 金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の概要

(別紙1)

## 情報通信技術の進展 と ニーズの多様化

オンラインでのサービスの提供が可能となる中、**多種多様な金融サービスのワンストップ提供**に対するニーズ

キャッシュレス時代に対応した、**利便性が高く安心・安全な決済サービス**に対するニーズ

こうしたニーズに対応し、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、  
金融商品販売法を「**金融サービスの提供に関する法律**」に改めるほか、**資金決済法等を改正**する

### 金融サービス仲介法制

#### 金融サービス仲介業の創設

- **1つの登録**を受けることにより、**銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができる金融サービス仲介業を創設**※

※ さらに、一定の要件を満たせば、電子決済等代行業の登録手続きも省略可能とする。

#### [主な規制]

- ・ 特定の金融機関への**所属は求めない**
- ・ 利用者**財産の受入れは禁止**
- ・ 仲介にあたって**高度な説明を要しないと考えられる金融サービスに限り取扱可能**
- ・ 利用者に対する損害賠償資力の確保のため、**保証金の供託等を義務付け**
- ・ 利用者情報の取扱いに関する措置や利用者への説明義務、禁止行為などは、**仲介する金融サービスの特性に応じて過不足なく規定**
- ・ このほか、監督規定や、認定金融サービス仲介業協会及び裁判外紛争解決制度に関する規定を整備

### 決済法制

#### 資金移動業の規制の見直し

- **高額送金を取扱可能な類型を創設**
  - 海外送金のニーズなどを踏まえ、100万円超の**高額送金を取扱可能な新しい類型（認可制）**を創設
  - 事業者破綻時に利用者に与え得る影響を踏まえ、利用者資金の受入れを最小限度とするため、**具体的な送金指図を伴わない資金の受入れを禁止**※
- ※ 事業者は、送金先や送金日時が決まっている資金のみ、利用者から受入れ可能。
- **少額送金を取り扱うタイプの規制を合理化**
  - 送金コストのさらなる削減の観点から、利用者の資金について、供託等に代えて、分別した**預金で管理することを認める（外部監査を義務付け）**
- **現行の枠組みは維持**（上記とあわせて、資金移動業は3類型に）

#### 利用者保護のための措置

- いわゆる収納代行のうち、「**割り勘アプリ**」のように**実質的に個人間送金を行う行為が、資金移動業の規制対象であることを明確化**

※ 上記のほか、店頭デリバティブ取引について、取引情報の報告先を取引情報蓄積機関に一元化するための規定を整備 等

## 第2節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

### I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような取組みや制度整備を行った。

#### 1. 投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の促進のための取組み

2018年6月28日に取りまとめられた金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（別紙1参照）の提言を踏まえて公表した「記述情報の開示の好事例集」について、直近の有価証券報告書等の好事例を反映し、役員報酬、経営方針、事業等のリスク、経営者による経営成績等の分析等の項目について更新を行った（2019年12月20日）。また、政策保有株式について、投資家が期待する好開示のポイントを公表した（同年11月29日）。（別紙2参照）

#### 2. 令和元年資金決済法等改正（同年6月7日公布）に伴う開示規制の整備

電子記録移転権利（収益分配型トークン）等に係る企業内容等の開示制度につき、  
①私募・私売出しの要件の整備（技術的な転売制限措置、同一種類の有価証券）  
②有価証券報告書の提出要件（外形基準）の整備及び免除要件の整備  
③開示様式、項目（財産的価値の記録等の技術の内容、資産流出等の特有のリスクの開示）の整備について検討し、関係政府令の改正を行った（2020年4月3日公布）。（別紙3参照）

### II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資家が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局等と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

#### 1. 有価証券報告書等の審査

##### (1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査であり、本事務年度は、役員報酬、政策保有株式等を審査）、②重点テーマ審査（会計基準の改正等があった特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査であり、本事務年度は、関連当事者取引等を審査）、③情報等活用審査（適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表した（同年3月27日）。

## (2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

## 2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

本事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載等	8件

## 3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、トラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の慫慂を行った。

## Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、制度改正や環境変化等に伴う改修への対応や、EDINETのシステム再構築に係る取組みを行っている。本事務年度の状況は次のとおりである。

### 1. EDINETの稼働状況

EDINETは、目標である稼働率99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

### 2. 情報セキュリティ対策の維持・向上のための改修

EDINETのトップページ等との通信の暗号化等を実施した。

### 3. EDINETのシステム再構築のための取組み

現行EDINETの機器使用期限到来に伴いシステムを再構築するため、構築期間の短縮と費用圧縮の観点や、パブリッククラウドの採用及びアジャイル型開

発手法等の新しい技術・手法の導入について、金融庁内外の関係者と連携しつつ検討を行った結果、当初2年間とした構築期間を見直し、1年半程度に短縮した。また、当該検討内容を調達仕様書案に反映させるとともに、同仕様書案に関心のある供給者に対し意見招請を行ったうえで、調達手続を開始した。

#### IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、資本市場において、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための重要なインフラである。我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

##### 1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

###### (1) 国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進

IFRS任意適用を拡大促進する観点から、企業会計審議会における議論等を踏まえ、IFRS適用企業の開示負担の軽減等を図るため、同年3月6日に関連する内閣府令の改正を行った。

こうした取組みの結果、IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、同年6月末時点で236社、全上場企業の時価総額の41.9%まで増加した。（別紙4参照）

###### (2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会（ASBJ）において、のれんの会計処理について国際会議の場で意見発信等を行う等、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

これまでの取組みの結果、同年3月に国際会計基準審議会（IASB）が公表した「のれんの会計処理に関するディスカッション・ペーパー<sup>1</sup>」の中では、のれんの償却の再導入についての議論にも言及されている。

###### (3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、2019年7月に時価算定会計基準を策定・公表した。また、金融商品会計基準については、同年10月に金融機関の貸出金の減損（償却・引当）の見直しに着手することを決定し検討が進められている。このほか、リース会計基準の見直しに向けた検討も進められている。

###### (4) 国際会計人材の育成

財務会計基準機構において、「国際会計人材ネットワーク」（注）の登録者等を対

<sup>1</sup> IASB「Business Combinations-Disclosures, Goodwill and Impairment」（2020年3月公表）

象に、国際的に活躍する人材の経験・知識の共有や登録者同士の横のネットワーク作り役立てるための定例会（同年9月）を開催した。

（注）IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に構築。同ネットワークへの登録者は、2020年5月時点で1,123名となっている。

## 2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRSは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標掲げるIFRS財団により策定されており、本財団はIASB、IFRS財団評議員会等で構成されている。IASBは、IFRSを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、IFRS財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）には、当初より日本からASBJがメンバーとして参加しており、ASBJは、ASAF会合においてディスカッション・ペーパーを提出する等、基準開発に積極的に参画している。

また、IFRS財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード（MB）が設置されており、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。なお、2018年10月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長が会計・監査・開示に関する委員会（Committee1）の議長を務め、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討・対応を行っている。

## V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

### 1. 会計監査の質の向上

近年の不正会計事案等を受け、2016年3月8日、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保に向けた幅広い取組みが提言され（別紙5参照）、「監査法人のガバナンス・コード」の策定（別紙6参照）「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」（第一次報告）の公表（別紙7参照）等の取組みが行われてきた。

監査法人のローテーション制度については、第一次報告公表後の状況変化等を踏まえ、パートナーローテーションに関し、大手監査法人における運用の実態を調査するとともに、上場企業における監査法人の交代の実例から、交代に際しての実務上の課題等について検討・分析し、2019年10月25日に「監査法人のロー

テーション制度に関する調査報告」(第二次報告)を公表した。(別紙8参照)

また、通常と異なる監査意見が表明された場合等、監査人に対してより詳細な資本市場への情報提供が求められるケースにおける対応のあり方について検討した「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」において、同年1月22日に報告書がとりまとめられた(別紙9参照)。これを受け、同年9月に監査基準等の改訂を行い、同年12月27日に内閣府令の改正を行った。

さらに、監査した財務諸表を含む開示書類のうち、財務情報以外の情報である「その他の記載内容」に対する監査人の対応及びリスク・アプローチを強化することについて監査部会において審議を行い、監査基準及び中間監査基準の改訂についてパブリックコメントを実施した。

## 2. 株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会

近年の不正会計事案等を踏まえ、監査法人が監査手続の厳格化を進める中で、働き方改革などにより監査法人で人手不足が生じている一方、潜在的にIPOを目指す企業が増えていることを背景として、監査法人とIPOを目指す企業との需給のミスマッチ等により、必要な監査を受けられなくなっているとの指摘が、実務者等より寄せられた。そのため、IPOを目指す企業に対し、質の高い監査が安定的に提供されるよう、関係者で課題認識等を共有するために、同年12月13日に「IPOに係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」を開催した。(別紙10参照)

本連絡協議会は、計3回にわたり、関係者間で課題認識や対応策について検討を行い、2020年3月27日に、関係者による取組みをまとめて「株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」として公表した。

## VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

本事務年度においては、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた1監査法人に対し業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
2019年10月	清流監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営
2019年11月	公認会計士1名	業務停止4月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処)

			分)
2019年11月	公認会計士1名	業務停止1月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)

(参考)

	2016年 6月末	2017年 6月末	2018年 6月末	2019年 6月末	2020年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	28,343	29,458	30,365	31,153	31,784
監査法人の数 (法人)	217	223	230	237	246

#### VII 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、大学生、高校生向けの講演をはじめ、その他広報活動等を日本公認会計士協会とも連携して実施し、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者の裾野拡大を図る観点から、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動を実施している。

本事務年度は、上記の広報活動や公認会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成等関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

#### VIII IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は55カ国・地域の監査監督当局が加盟する国際機関である。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟しており、監査品質向上に向けた議論に貢献している。IFIARは2017年4月に金融関係国際機関としては初めて、我が国（東京）に本部となる事務局を設置したところであり、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の一層の国際化の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。（別紙11参照）

2019事務年度には、重要な意思決定機関である代表理事会において、IFIARの中長期的な活動の指針となる次期戦略プラン等の議論に参画した。また、欧州における監査改革の気運の高まりを受けて新たに設置された代表理事会傘下の「監査市場に関するタスクフォース（IRDAMTF）」において、透明性と開示に関するワークストリーム（WS4）をリードし、メンバー国における関連する取組みのとりまとめ等の作業を行った。そのほか、5つのワーキング・グループ全てに参加し、そのうち2つのワーキング・グループで個別プロジェクトの議論を主導するなど、

積極的な活動を行った。

また、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点から、国内における監査のステークホルダーを会員とする「日本IFIARネットワーク」第4回総会を2020年6月に開催し、IFIAR事務局によるIFIAR年次総会における議論の還元を行った。(別紙12~13参照)

## 報告の内容

### I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報を充実。

（例えば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析（MD&A：Management Discussion and Analysis）、リスク情報など）

### II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供。

（例えば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など）

### III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の適時な提供。

（例えば、監査人の継続監査期間など）

### IV その他の課題

EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨など。

## 今後の取組み

#### ① プリンシプルベースのガイダンスの策定

企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスクを把握・開示していく上でのプリンシプルを企業や投資家を交えて議論し、ガイダンスを策定

#### ② 開示のベストプラクティスの収集・公表

#### ③ 開示ルールの策定（内閣府令改正）

- 役員報酬（報酬プログラム、報酬実績）
- 政策保有株式
- 監査人の継続監査期間 等

# 「記述情報の開示の好事例集」の更新等の概要

1. 好事例集 2019年12月20日更新  
2. 政策保有株式 2019年11月29日公表

- 昨年3月に公表した記述情報の開示の好事例集について、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、その後公表された有価証券報告書等における好事例を追加・更新
- 政策保有株式は、投資家が期待する好開示のポイントを例示として公表

## 1. 記述情報の開示の好事例集

- ・ 経営方針、事業等のリスク、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）等に加え、役員報酬と監査の状況の好事例を追加
- ・ 好事例集の章立ては、「記述情報の開示に関する原則」各論の項目と対応  
⇒ 「記述情報の開示に関する原則」を併せて利用することで、より理解が深まる。
- ・ それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。当該コメントは、「記述情報の開示に関する原則」と対応
- ・ 有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介  
⇒ 当該開示例の好開示の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待
- ・ 好事例集は、随時更新を行う予定



## 2. 政策保有株式: 投資家が期待する好開示のポイント(例)

- ・ 投資家が好開示と考える開示と現状の開示の乖離が大きいとの意見  
⇒ 好事例の公表に代えて、投資家が期待する好開示のポイントを例示として公表
- ・ 好事例といえる開示が見られれば、記述情報の開示の好事例集に反映

項目	投資家が期待する好開示のポイント(例)
1. 取締役報酬	取締役報酬の水準、変動の理由、業績連動性の有無、報酬の決定プロセス、報酬の支払状況等について開示すること。
2. 取締役の報酬に関する事項	取締役報酬の水準、変動の理由、業績連動性の有無、報酬の決定プロセス、報酬の支払状況等について開示すること。
3. 取締役の報酬に関する事項	取締役報酬の水準、変動の理由、業績連動性の有無、報酬の決定プロセス、報酬の支払状況等について開示すること。

# 令和元年資金決済法等改正に伴う開示規制に係る政府令改正の概要

(別紙3)

## 1. 電子記録移転権利等の私募・私売出しの要件の整備 [政令・府令]

- 電子記録移転権利及び電子記録移転権利と同様の性質を有する有価証券（第一項有価証券をトークン化したもの）について、私募・私売出しに関する規定を整備
- 転売制限の方法として、現行の転売禁止契約の締結や券面への記載等に替えて、財産的価値を移転することができないようにする技術的措置がとられていることを追加

## 2. 電子記録移転権利を特定有価証券の範囲に追加 [政令]

- 電子記録移転権利のうち、資産金融型証券と解される以下のものを特定有価証券の範囲に追加
  - 信託の受益権（※）
    - ※ 有価証券信託受益証券の場合は受託有価証券が特定有価証券（投資信託受益証券など）であるものに限る。
  - 持分会社の社員権のうち、出資総額の50%超を有価証券に投資するもの
  - 集団投資スキーム持分

## 3. 電子記録移転権利の有価証券報告書の提出の要否に係る外形基準・提出免除事由の整備 [政令]

- 電子記録移転権利の外形基準は、有価証券投資事業権利等（集団投資スキーム持分など）と平仄を合わせ、500名
- 提出義務の免除事由は、有価証券投資事業権利等と平仄を合わせ、出資等の総額が1億円未満

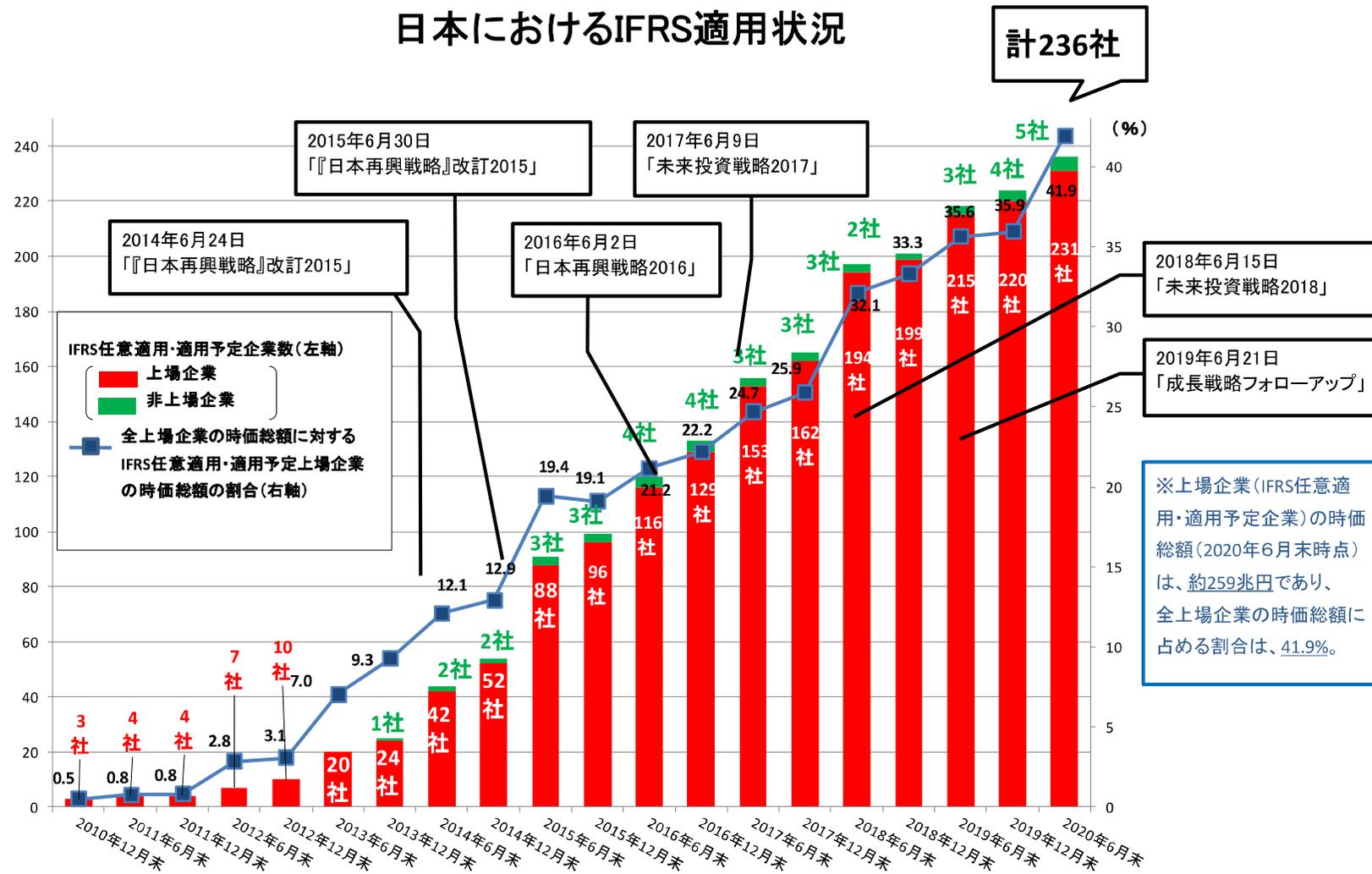
## 4. 電子記録移転権利等に係る開示様式の整備 [府令]

- 既存の特定有価証券府令6号の5様式（有価証券投資事業権利等に係る有価証券届出書）をリバイズし、以下を記載
  - 財産的価値の記録・移転に用いる技術及び募集・売出しに用いるプラットフォーム等の名称・内容等、これらを提供する者の名称・役割等、これらに関して支払われる手数料等
  - 資産の流出等の特有のリスク及びその対応策を含む管理体制
- 6号の5様式以外（有価証券報告書）や開示府令の様式においても、上記と同様の措置

## 5. ホワイトペーパーの添付 [府令]

- 特定有価証券に該当する電子記録移転権利の募集・売出しにおいて、いわゆるホワイトペーパーを使用する場合には、有価証券届出書等に添付

## 日本におけるIFRS適用状況



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。

# 会計監査の信頼性確保に向けて 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

(別紙5)

平成28年3月

## 1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード  
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備  
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

## 2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実  
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実  
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

## 3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮  
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施  
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

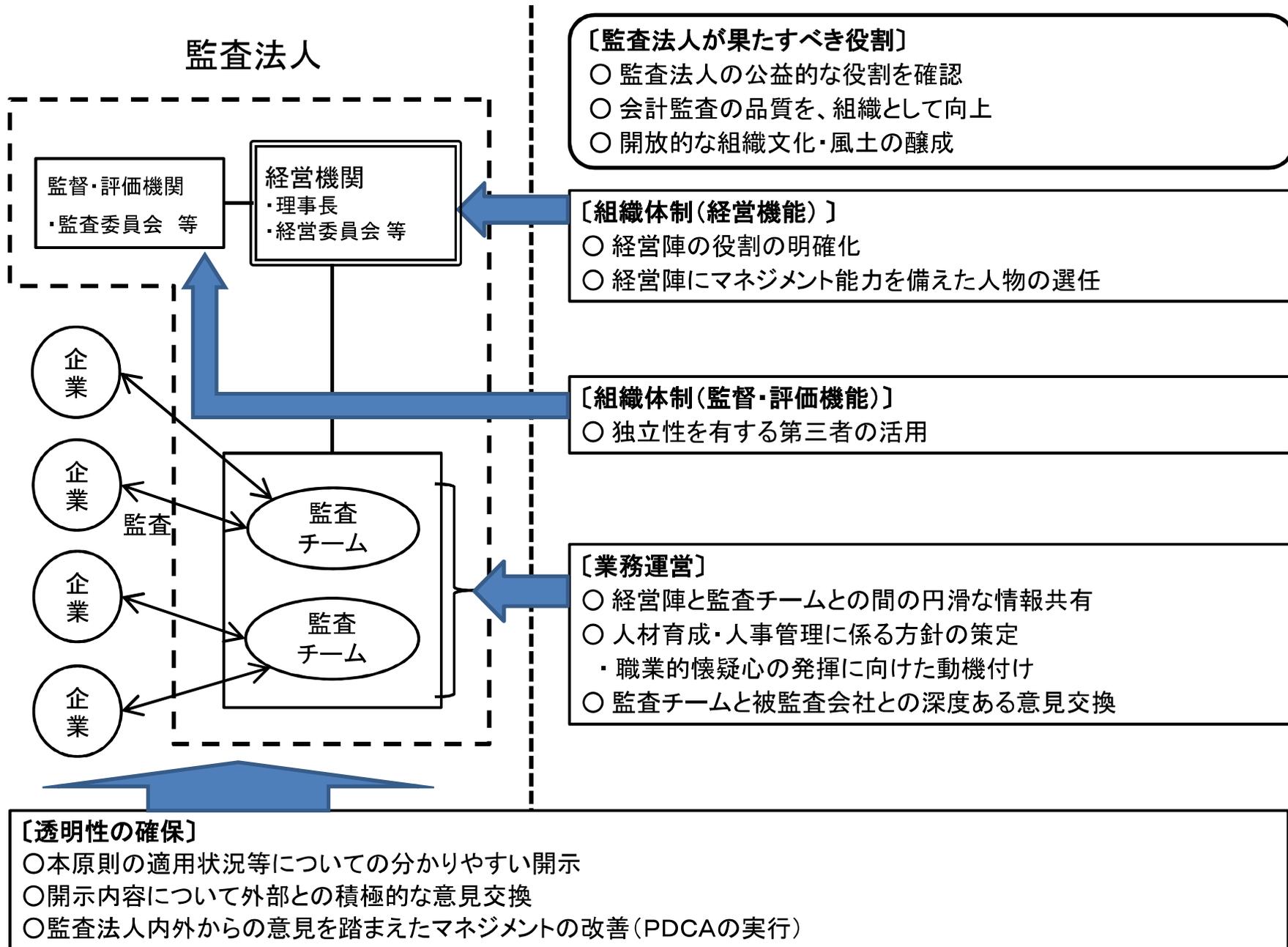
## 4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保  
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化  
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化  
(品質管理レビュー等の見直し等)

## 5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化  
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保  
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立  
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上



## 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

- 「監査法人のローテーション(注)を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

(注)企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

## 〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度(注)の強化がなされた。

(注)監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

## 調査報告のポイント

### 「パートナーローテーション」の有効性の検証

- ・過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

### 企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- ・企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
  - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
  - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

### 欧州における監査法人のローテーション制度導入

- ・EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年6月より実施。

(規則の概要)

同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年(当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、4年間以上のインターバルが必要)。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

- 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

## 調査報告のポイント

監査法人の交代に際して支障となり得る実務面の課題に対処しつつ、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、より幅広く監査市場の在り方についての分析・検討を行う必要。

### パートナーローテーション等の実態調査

- 大手監査法人では、パートナーローテーション制度を確実に遵守するよう、システム整備も含めて対応。
- ただし、パートナー以外の立場(監査補助者)で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在。「新たな視点での会計監査」の観点から問題が生じるリスクが懸念される。
- 当該企業の監査に関与したことの無い者と組み合わせて監査チームを組成するなど、制度趣旨に則った実効的な運用を行う必要。

### 監査法人の交代に関する実態調査

- 監査法人の交代は、直近1年間で140社に上り、調査開始以来、最高水準。
- 交代に向けて十分な準備期間を確保し、社内の体制整備を行うことが、実務上の混乱・支障を最小限に抑える上で重要。
- 監査市場が寡占状態であり、監査法人交代の選択肢が限られている点は、制度を検討する上で引き続き課題。
- 交代時の引継ぎに関し、手作業で書き写すという現状の方法が効率性・コスト面で適切か、検討が必要。

(参考) 海外の議論の動向

- 既に監査法人のローテーション制度を導入している英国では、大手建設会社による不正会計を機に、監査制度の在り方を巡って議論が行われており、2019年4月、競争・市場庁(CMA)も調査報告書を公表。

#### 【英CMAの提案概要】

当局による上場大手企業の監査委員会の活動の監視、Big4以外を含む複数の監査法人による共同監査の義務付け、監査部門と非監査部門の経営上の分離など

- なお、米国では現在も監査法人の強制ローテーション制度の導入に向けた議論は進んでいない。

# 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の概要

(別紙9)

— 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として —

- 監査人が、会計監査の最終的な受益者である株主・投資家等の財務諸表利用者に対し、自ら行った監査に係る説明を行うことは、監査人の職責に含まれるものであり、会計監査の品質向上・信頼性確保に向けた自律的な対応の一環として、監査人は、自らの説明責任を十分に果たしていくことが求められる。

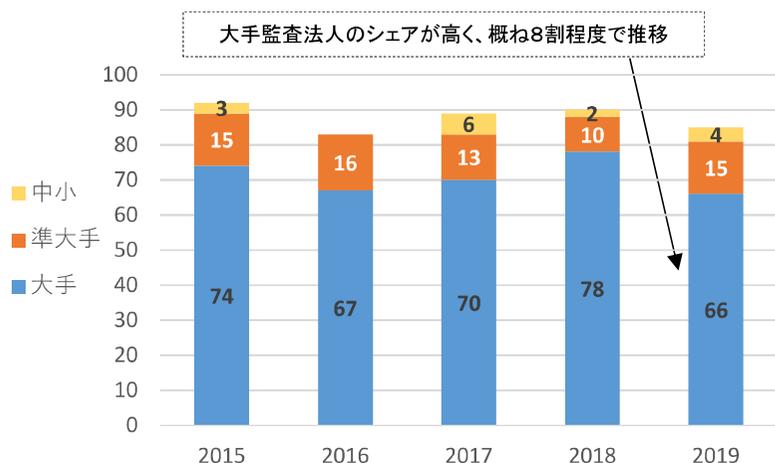
	現状	対応
通常とは異なる監査意見等(限定付適正意見、不適正意見、意見不表明)についての説明・情報提供		
監査報告書の記載	監査報告書において、監査意見に至った理由が不十分。 (例: 限定付適正意見の場合になぜ不適正ではないと判断したかの説明が不十分)	監査報告書において、意見の根拠を十分かつ適切に記載。 ・ 限定付適正意見: なぜ不適正意見ではないと判断したか ・ 意見不表明: なぜ意見表明できないという極めて例外的な状況に至ったのか
監査報告書以外での追加的な説明	監査報告書以外に、監査人からの追加的な説明を受ける機会がない。 (例: 株主総会での会計監査人の意見陳述という会社法上の枠組みが活用されていない)	監査人は、株主総会での意見陳述の機会を活用し、追加的な説明を行う。企業側も、株主総会の議事運営にあたり、監査人の意見陳述の機会を尊重。 四半期決算など株主総会の機会を活用できない場合であっても、適切な説明の手段を検討。 監査役等は、監査人による追加的な説明を促す。
<p>監査人が株主等に対して必要な説明・情報提供を行うことは、公認会計士法上の「正当な理由」に該当し、守秘義務違反とならないことを明確化。</p>		
監査人の交代に関する説明・情報提供		
監査人の交代理由の開示	監査人の交代に際し、実質的な交代理由が開示されていない。(単なる「任期満了」との記載が概ね半数以上)	企業及び監査人は、監査人の交代理由について、実質的な内容(例: 監査報酬や会計処理に関する見解の相違等がある場合はその内容)を記載。

# 株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書(概要) (2020年3月27日公表)

## 現状と課題

IPOを目指す企業は増加傾向。一方でこうした企業が監査事務所との需給のミスマッチ等により、必要な監査を受けられないとの指摘

IPO監査（上場直前期）の監査事務所の規模別内訳



IPO監査（IPOを目指す企業）の新規契約件数

- IPO監査の新規契約件数は、直近5年間で大幅に増加。
- 大手は、監査手続の厳格化や働き方改革等により減少傾向。
- 準大手は、直近5年間で3.6倍に増加し、2019年には大手を上回る。
- 中小は、IPO監査に意欲を示しているが、経験に乏しく、敬遠される傾向。



(注) 大手監査法人： EY新日本、トーマツ、あずさ、PwCあらた  
準大手監査法人： 太陽、東陽、三優、PwC京都、仰星

## IPOを目指す企業に対する質の高い監査の提供に向けた環境整備

※ 監査品質の確保はすべての根幹であり、必要な人員や監査時間等を確保できないにも関わらず、監査を引き受けることで品質を低下させ、監査そのものの信頼性を損ねることがあってはならない。

### 監査法人等

#### 【日本公認会計士協会】

- IPO監査の新たな担い手となる(大手・準大手以外の)「**中小監査事務所のリスト**」の作成・公表、**当該事務所に対する専門的知見やノウハウの共有**
- 中小監査事務所、IPOを目指す企業、証券会社、ベンチャーキャピタル等の**関係者間での「対話の場」**を設定
- IPO監査の経験を積んだ後に監査法人を退職した「**独立開業の公認会計士**」のネットワーク構築
- IPOを目指す企業向けのガイドブックの改訂と周知

#### 【大手監査法人】

- IPO監査において引き続き重要な機能を発揮すべく、**組織体制・人員配置の見直し**
- IPOを目指す企業向けの**相談窓口の設置・明確化**
- 監査を受嘱しない場合の理由説明とフォローアップ

#### 【準大手監査法人】

- 質の高いIPO監査を継続的に提供できるよう、**組織体制・人員配置の見直し**
- **他の監査法人や独立開業の公認会計士との連携・役割分担**

### 証券会社

- 公開指導・引受審査において、**企業が選任した監査人と適切に連携**
- 「**中小監査事務所のリスト**」を踏まえた**主体的な取組み**(「対話の場」への参加、IPO監査の新たな担い手となる中小監査事務所の紹介等)
- 引受証券会社が蓄積した専門的知見やノウハウを監査事務所とも共有

### ベンチャーキャピタル

- 「対話の場」への積極的な参加を通じて、ハンズオン支援を充実
- IPO関連のハンズオン支援のノウハウをベンチャーキャピタル間で共有

### 取引所

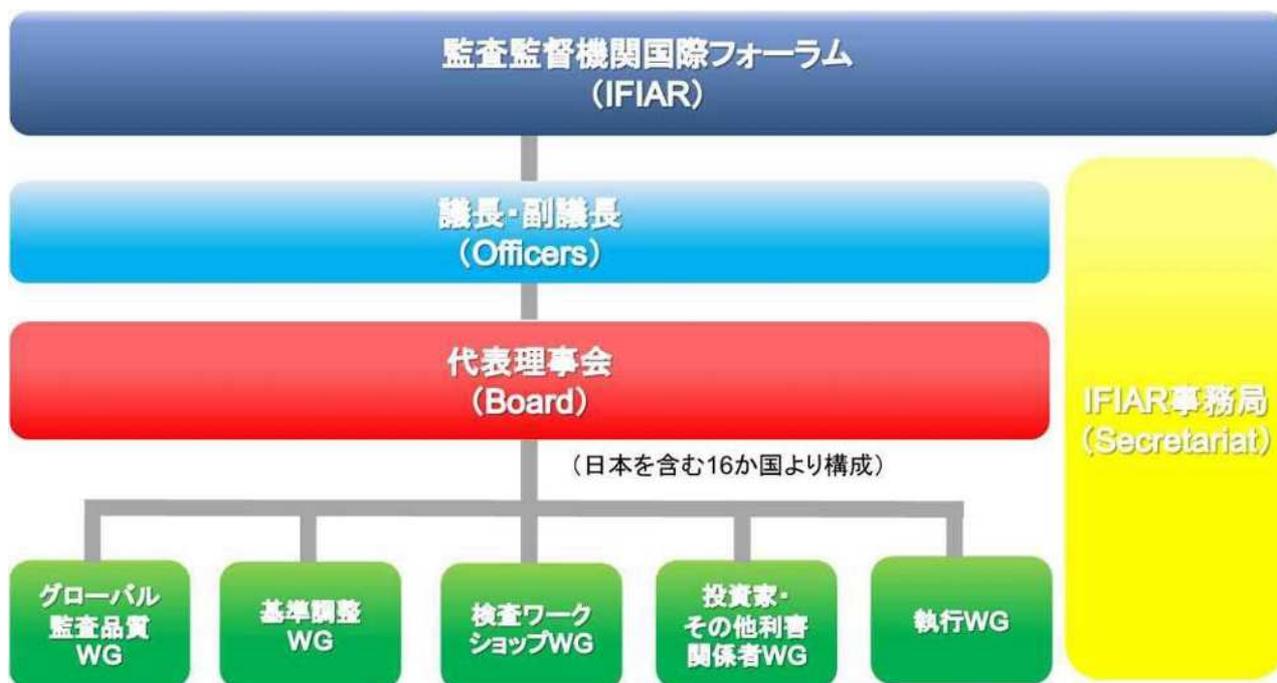
- IPO監査の担い手に期待することは、規模の大小ではなく監査品質であることを改めて周知
- IPOを目指す企業に求めること等について継続的に周知

※ 金融庁は、**実施状況をフォローアップ**し、今後とも**必要に応じて本連絡協議会を開催**

# IFIAR組織構成及び加盟国

(別紙11)

## ○ IFIAR組織図



## ○ IFIAR加盟国(55カ国・地域)

(2020年8月末現在)

### 欧州(33)

アイルランド(IAASA)	デンマーク(DBA)
アルバニア(POB)	ドイツ(AOB)
イギリス(FRC)	<u>ノルウェー(FSA)</u>
イタリア(CONSOB)	ハンガリー(APOA)
ウクライナ(APOB)	フィンランド(AB3C)
オーストリア(ASA)	<u>フランス(H3C)</u>
<u>オランダ(AFM)</u>	ブルガリア(CPOSA)
キプロス(CyPAOB)	ベルギー(CRME)
ギリシャ(HAASOB)	ポーランド(AOC)
クロアチア(APOC)	ポルトガル(CMVM)
<u>ジブラルタル(FSC)</u>	リトアニア(AAA)
ジョージア(SARAS)	<u>リヒテンシュタイン(FMA)</u>
<u>スイス(FAOA)</u>	ルーマニア(ASPAAS)
スウェーデン(SIA)	<u>ルクセンブルグ(CSSF)</u>
<u>スロバキア(AOA)</u>	ロシア(MOF/FSFBO)
スロベニア(APOA)	
スペイン(ICAC)	
<u>チェコ(RVDA)</u>	

### アジア・オセアニア(11)

インドネシア(FPSC)
<u>韓国(FSC/FSS)</u>
シンガポール(ACRA)
スリランカ(SLAASMB)
タイ(SEC)
<u>台湾(FSC)</u>
<u>日本(CPAAOB/FSA)</u>
フィリピン(SEC)
<u>マレーシア(AOB)</u>
<u>オーストラリア(ASIC)</u>
<u>ニュージーランド(FMA)</u>

中東(4)

<u>アブダビ(ADAA)</u>
サウジアラビア(CMA)
<u>ドバイ(DFSA)</u>
<u>トルコ(POA/CMB)</u>

### アフリカ(3)

ボツワナ(BAOA)
南アフリカ(IRBA)
モーリシャス(FRC)

### 北米(2)

<u>アメリカ(PCAOB)</u>
<u>カナダ(CPAB)</u>

### 中南米(2)

<u>ケイマン(AOA)</u>
<u>ブラジル(CVM)</u>

※下線を引いてある23カ国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書(IFIAR MMOU)の署名国。

## 日本IFIARネットワーク Japan Network for IFIAR

### 背景

- 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR イフィアル)は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関である。
- 我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のために、我が国の産官学をあげた支援が必要。
- 誘致過程で支援を表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待が寄せられている。

⇒ 我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化することで、IFIAR事務局の活動支援、及び我が国における監査品質に関する意識の向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

### ネットワークの会員・活動内容

- 会員 別紙の各団体
- 活動内容
  - ① IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
  - ② 我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
  - ③ IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じてIFIARにおける取組みを紹介

## 日本 IFIAR ネットワーク 会員

### 【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
- 日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

### 【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

### 【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（I B A）
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

### 【その他】

- 日本弁護士連合会

### 【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

(注 1) 各分類内で 50 音順

(注 2) ○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

### 第3節 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

暗号資産の外部流出事案の発生や、暗号資産を用いた証拠金取引等の新たな取引等に対応するため、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）」が2019年6月に公布されたことを受け、①暗号資産交換業に関する規制の整備、②暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、③その他暗号資産に係る所要の規定の整備等に関する関係政令・内閣府令等の改正を行った（2020年4月3日公布、同年5月1日施行）。

## 第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

### I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

#### 1. 情報技術の進展に伴う現行規制の点検

##### (1) 契約締結前書面等に係るウェブを活用した情報提供

契約締結前書面等について、顧客に対して重要情報を提供するという制度趣旨を踏まえつつ、一定の場合には、当該書面に替え、ウェブを活用した情報提供を認める内閣府令の改正を実施した（2020年4月施行）。（別紙1参照）

##### (2) ダークプール取引の透明化等

ダークプール（※）取引の透明化等に向けた対応策として、①ダークプールへの回送条件・運営情報の説明、②価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管について定めた内閣府令の改正を実施した（①については同年9月施行、②については2021年9月施行）。（別紙2参照）

※電子的にアクセス可能で、取引前透明性のない（気配情報を公表しない）取引の場。

#### 2. 決済・清算制度及びデリバティブ取引の安定性・透明性向上

##### (1) 清算制度の安定性向上等

外国金融商品取引清算機関免許制度の例外的取扱いを認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な運用を確保するための改正政令及び告示を公布・施行した（2020年6月）。（別紙3参照）

##### (2) 店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関への一本化に係る金商法改正

金融商品取引業者等による店頭デリバティブ取引情報の報告について、報告先を取引情報蓄積機関に一本化することを内容とした金融商品取引法の改正を含む「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会（同年1月召集）に提出し、同年6月に同法律案が成立した。（別紙4参照）

#### 3. 「インサイダー取引規制に関するQ & A」の改訂

インサイダー取引規制の正確な理解や株式取引等を通じた安定的な資

産形成の促進のため、2019年7月、「インサイダー取引規制に関するQ & A」を改訂した。また、経済団体等を通じて企業経営層や企業担当者に対し、社内における啓発活動や社内規則の再点検について理解を求めるなどの働きかけを行った。（別紙5参照）

#### 4. 多様な社債が発行される市場の形成・発展に向けた調査・検討

社債市場について、事業会社・投資家・金融機関の具体的な課題を抽出し、多様な社債が発行される市場の形成・発展に向けた調査・検討を進めていくため、市場関係者から社債市場の動向やその要因等に関するヒアリングを実施した。

#### 5. ヘルスケアリートの普及・啓発

関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施し、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組んだ。

## II 金融商品取引所を巡る動き（総合取引所の実現等）

### 1. 総合取引所の実現について（別紙6参照）

総合取引所の実現に向けて、市場関係者や関係機関と連携しながら、

- TOB（株式公開買付）を用いた日本取引所グループ（JPX）による東京商品取引所（TOCOM）の完全子会社化
- 商品先物取引業者による金融商品取引業の登録
- 取引制度や清算制度の整備に係る認可・協議等の対応を進めた。

その後、大阪取引所は、2020年7月27日から、TOCOMから移管された商品（貴金属、ゴム、農産物）のデリバティブ取引の取扱いを開始した。

清算機関については、同年7月27日に、JPX傘下の日本証券クリアリング機構（JSCC）が日本商品清算機構（JCCH）を吸収合併し、商品関連市場デリバティブ取引及び商品先物取引の清算を開始した。

### 2. 市場構造の在り方について

第2部第5章第1節参照。

### 3. 先物取引に係る祝日取引の実現

大阪取引所は、同年1月より「デリバティブの祝日取引に関するワーキン

グ・グループ」において具体的な検討を行い、2022 年秋以降の祝日取引開始を目標とする「デリバティブの祝日取引に関するワーキング・グループ報告書」（2020 年 6 月 30 日）を公表した。

### Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

#### 1. 決済期間短縮化

決済期間短縮化については、上場株式・上場投資信託（ETF）・不動産投資信託（REIT）等の取引のT+2化（約定日から2日後決済）が実施された（2019 年 7 月）。

#### 2. ETFの設定・交換に係る清算の取扱い

ETF市場の流動性向上を図るためのETFの設定・交換に係る清算の取扱い開始に向けて、JSCCや関係者の準備状況を適切にフォローし、2020 年 4 月にETF設定・交換プラットフォームサービスが本番稼働した。

#### 3. 外国金融商品取引清算機関への免許付与

金融商品取引法上の外国金融商品取引清算機関として、OTC Clearing Hong Kong Limited（2019 年 12 月）及びEurex Clearing AG（2020 年 3 月）に対して新たに免許を付与した。

#### 4. JSCCの上場デリバティブ部門における損失補償制度見直し

JSCCは、上場デリバティブ部門の損失補償制度について、清算参加者が破綻した場合における負担を有限にする等の見直しを行い、同年7月から実施した。

### Ⅳ 国際金融機能の確立

#### 1. 「金融業の拠点開設サポートデスク」による新規参入の促進

「日本再興戦略 2016」（2016 年 6 月 2 日閣議決定）において、国際金融機能の確立の観点から「日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける」との方針が示された。

上記方針を踏まえ、金融庁においては、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現するため、2017 年 4 月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設し、海外金融事業者等の日本拠点の開設を促進している。（別紙 7 参照）

また、金融商品取引業の規制や登録審査プロセスをよりわかりやすく解説

した英語ガイドブックを2020年1月に公表した。

金融業の拠点開設サポートデスクを通じて、2019事務年度までに、計22社の海外資産運用業者等の業登録を完了した。

## 2. プロモーションイベントへの参加

国内外におけるプロモーション活動を実施した。

# V 資産運用業の高度化

## 1. 金融行政上の課題

資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であり、資産運用の高度化につながる環境整備への取組みを進めるとともに投資運用業者におけるより高度な業務運営態勢等を確立することが必要である。

## 2. 資産運用業の高度化に向けた取組み

資産運用業の高度化に向けて、日本の資産運用業における課題等について、海外での取組みとの比較分析を通じて現状を把握するために、海外資産運用会社の日本拠点、米国および英国現地の資産運用会社や海外当局、資産運用ビジネスに知見を持つ有識者等に対してヒアリングを実施した。

上記で把握した海外資産運用会社の取組み事例等も踏まえ、国内大手資産運用会社及びグループ親会社等との間で、資産運用業の高度化に向けた各社の目指す姿の明確化、その実現に向けた運用重視・長期視点の経営体制や業務運営体制の構築等について対話を実施した。

資産運用業の現状を踏まえつつ、海外の資産運用会社のヒアリングや国内資産運用会社等との対話等を通じて判明した課題や、今後の対応について「資産運用業高度化プロGRESSレポート2020」として取りまとめた。

運用力の観点から顧客が資産運用会社を選別する環境整備を進めるため、国内外の公募ファンドを対象に、資産運用会社別の運用パフォーマンスや信託報酬に関する調査・公表を行った。

令和 2 年 1 月 10 日  
金融庁

## 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」 の公表について

金融庁では、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

### 1. 改正の概要

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約の締結前に、顧客に対し、リスク、手数料等を記載した書面（契約締結前交付書面<sup>※</sup>）を交付しなければなりません。上場有価証券やプレーンな債券については、現在多くの金融商品取引業者等において契約締結前交付書面を冊子にまとめて、全顧客に年 1 回交付する実務運用が行われています。このような運用は、顧客にとって必ずしも合理的な情報提供となっていないと考えられるところ、本件の改正では、契約締結前交付書面の趣旨を損なうことなく、その内容をより合理的で分かりやすく顧客に提供する観点から、契約締結前交付書面を過去に交付したことがある顧客に対して、金融商品取引業者等がウェブを活用して契約締結前交付書面の情報を提供することを可能とします。

また、契約締結前交付書面の記載事項の合理化を図る観点から、記載事項の一部について見直しを行います。

※ 発行者情報の開示が英語により行われている有価証券の場合には、その旨を記載した書面を含む。

具体的な内容については （別紙） を御参照ください。

### 2. 施行日

本パブリックコメント終了後、所要の手続きを経て公布、施行の予定です。

この案について御意見がありましたら、令和 2 年 2 月 10 日（月）18 時 00 分（必着）までに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）、職業（法人その他の団体にあつては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便、ファックスにより下記送付先に、お寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記 e-Gov ウェブサイトに、お寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、  
（1）個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は  
（2）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述

がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。\(e-Gov ヘルプ\)](#)

#### 御意見の送付先

金融庁企画市場局市場課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

ファックス：03-3506-6251

URL：<https://www.fsa.go.jp/>

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

企画市場局市場課

（内線 2646、2622）

（別紙） [金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）](#)

令和2年6月19日  
金融庁

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等につきまして、令和2年2月20日（木）から同年3月21日（土）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、8の個人及び団体より延べ76件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙1を御覧ください。

具体的な改正の内容については、別紙2、別紙3を御参照ください。

### 2. 改正の概要

#### (1) ダークプールへの回送条件・運営情報の説明

顧客保護の観点から、顧客からの注文をダークプールに回送する金融商品取引業者等（ダークプール回送者）に対し、以下を求める。

- ・回送先であるダークプールの運営状況を把握すること
- ・ダークプールへの回送条件や運営情報（運営者の会社情報・参加者情報等）について、顧客の知識・経験等を踏まえた適切な説明を行うこと

#### (2) 価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管

顧客・当局から求めがあった場合に、事後に価格改善の状況の確認ができるよう、ダークプール回送者に対し、

- ・ダークプールで対当した価格及び時刻
- ・ダークプールに回送を行うと判断した際の金融商品取引所、PTS（私設取引システム）、ダークプールの価格及び時刻

の記録・保管を求める。ただし、顧客が価格改善よりも優先する事項がある場合を除く。

#### (3) 価格改善効果の顧客説明

価格改善を主な目的としてダークプールで取引を行った顧客に対し、個々の取引の価格改善効果の状況について分かりやすく説明を行うこと

### 3. 公布・施行期日

本件の内閣府令・監督指針は、本日付けで公布され、令和2年9月1日から施行されます。ただし、上記（2）、（3）については令和3年9月1日から適用されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙 1、2） 企画市場局市場課（内線 3943）

（別紙 3） 監督局証券課（内線 3357）

---

（別紙 1） コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙 2） 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（別紙 3） 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 【新旧対照表】

## ◆「金融商品債務引受業の対象取引及び対象取引から除かれる取引」の要件等の見直し

### 改正前

- 平成22年度の金商法改正において、我が国資本市場への影響が軽微な一定の取引(以下「適用除外取引」)については、外国清算機関が免許を取得することなく清算サービスを提供できる適用除外制度を創設。
- 適用除外制度は、免許制度の例外的取扱いであり、適用除外取引を清算する外国清算機関の取引実態等を適切に把握する手段が制度上確保されていない。
- ✓ 適用除外取引を指定する告示は、時限的な運用(6か月毎の指定見直し)。

⇒適用除外取引の指定に関し、その適切な運用を行うため、要件を見直すことが必要(ただし、外国清算機関の負担にも配慮)

### 改正後

- 金融商品取引法施行令に定める、適用除外取引とする要件に、「外国当局から」の監督情報の取得が制度上確保されていること(外国当局の監督協力に係る保証等)を追加。
- ✓ 適用除外取引を指定する告示についても、時限的な運用を見直し(適用期限の撤廃)。

#### 改正前の要件

- 外国において、本邦清算機関免許と同種類の免許等を受けている者が清算する取引のうち、
- 取引の債務不履行による我が国資本市場への影響が軽微なものとして金融庁長官が指定するもの



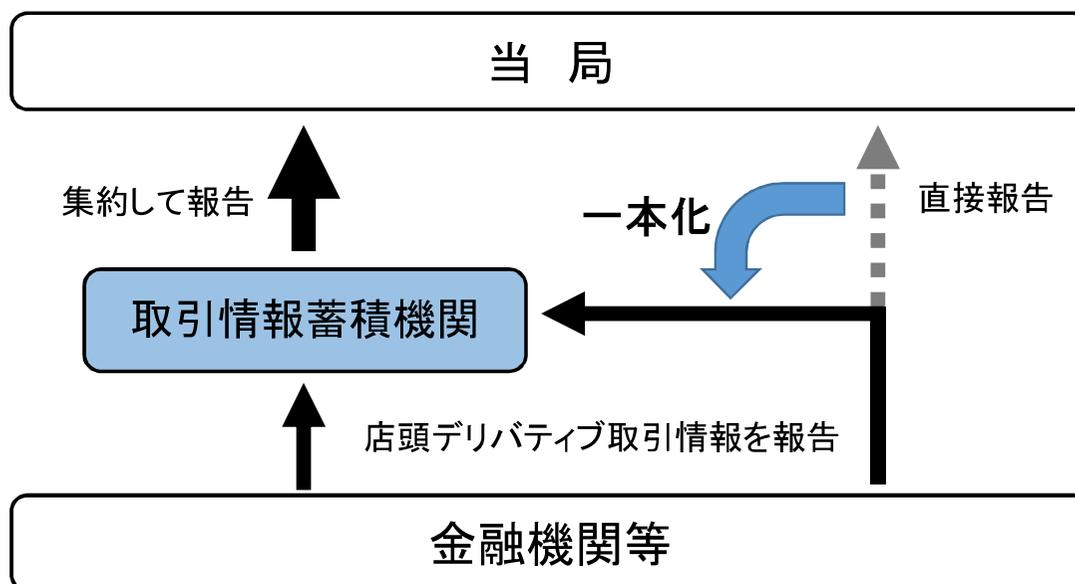
#### 改正後の要件

- 外国において、本邦清算機関免許と同種類の免許等を受けている者であって、外国当局の監督協力に係る保証等のあるものが清算する取引のうち、
- 取引の債務不履行による我が国資本市場への影響が軽微なものとして金融庁長官が指定するもの

## 店頭デリバティブ取引に関する取引情報報告の一本化について

### 金融商品取引法改正の概要

- リーマンショック時に、店頭デリバティブ市場の透明性欠如が市場関係者の懸念を深刻化させたことへの反省を踏まえ、当局が取引状況を十分に把握することを目的として、G20サミット(2009年)にて、「店頭デリバティブ契約は取引情報蓄積機関に報告されるべき」と合意され、各国で取引情報報告制度を導入することとなった。
- わが国でも2010年に金融商品取引法を改正し、2013年度より取引情報報告制度を開始。専門機関である取引情報蓄積機関を経由した報告及び、金融機関等から金融庁への直接報告の2つの報告方式から選択できる形とした。
- 今般、2019年10月の国際合意に基づき、取引報告項目の拡充が見込まれる中、取引情報蓄積機関へ取引情報を集約する、国際標準に沿った制度・態勢に移行するため、所要の規定整備を行う。





令和元年7月29日  
金融庁  
証券取引等監視委員会

## 「インサイダー取引規制に関するQ & A」を分かりやすく改訂しました！

株式投資等は資産形成のための有効なツールですが、現在は、インサイダー取引規制の内容を正確に知らないこと等により、必要以上に投資を控えている方も多いのではないかと考えられます。

そこで、投資経験・知識の少ない方にも規制の基本的な内容をご理解いただけるよう、Q&Aに「基礎編（問1～7）」を追加する等の改訂を行いました。  
(従前公表していた内容は、応用編としています。)

一般の方々が安心して公正な株式投資等を行うことができるよう、今後とも分かりやすい説明に努めてまいります。

### [インサイダー取引規制に関するQ & A](#)

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)  
企画市場局市場課 (内線3686、2639)

証券取引等監視委員会事務局 Tel 03-3506-6000 (代表)  
総務課 (内線3024)

## インサイダー取引規制に関するQ & A

## はじめに

我が国では、上場会社の役職員等の方々が株式投資を行う際などに、インサイダー取引に該当しないか、そのように疑われないかといった心配があるため、投資に慎重になることが多いとの声が聞かれます。

確かに、上場会社の内部情報を知り得る特別な立場にある者が、未公表の重要事実等（例えば、新株発行の決定、決算予想値の修正や、公開買付け実施の決定等）を知って株式の売買等を行うインサイダー取引は、公表されなければそうした情報を知りえない一般の投資家との間での公平性を欠くものであり、こうした取引が放置されると、証券市場の公正性・健全性及びこれらに対する投資家の信頼を損なうおそれがあることから、厳しく規制する必要があります。

一方、株式投資等は、不公正取引でなければ、本来自由に行うことができ、安定的な資産形成の観点からも有効に活用されるべきものです。例えば、重要事実等を知らずに行う取引や、重要事実等の公表後に行う取引であれば、抑制する必要は全くありません。

また、業種・業態等によって取引を制限する必要性が高い場合を除き、社内規則で株式投資等全般を禁ずるような場合には、過剰な抑制となります。一般的な上場会社においては、例えば投資信託や E T F（株価指数等連動型上場投資信託）の取引は制限せず、その他の株式の売買についても必要な場合にのみ取引に係る許可制や届出制を活用するなど、役職員等の資産形成にも配慮した社内規則を定めています。

それにもかかわらず、前記のとおり、現在は、多くの方が、実際にはインサイダー取引規制の内容を正確に知らないため、結果的に、投資全般を必要以上に控えていることも多いのではないかと考えられます。

こうした実態を踏まえ、今般、インサイダー取引規制について正しく理解していただくため、Q & A をわかりやすく見直すことといたしました。具体的には、基礎編と応用編とに分け、基礎編では、主に投資経験・知識の少ない方向けに、インサイダー取引の基本的項目に着目して分かりやすく解説し、従前公表していた、主に法令解釈の指針等を示した項目については、応用編としています。

一般の方々が、インサイダー取引にあたるか否かの、いわばグレーゾーンの取引を意図的に行うわけではない限り、主に基礎編のような点を理解していただければ、特に心配することはありません。一般の方々が安心して公正な株式投資等を行うことができるよう、今後とも分かりやすい説明に努めてまいります。

## インサイダー取引規制に関するQ & A【基礎編】 <目次>

※ 基礎編は、主に投資経験・知識の少ない方向けに、インサイダー取引の基本的項目に着目して分かりやすく解説したものです。

- (問1) 株式売買についてのインサイダー取引規制とはどのようなもの  
ですか。 . . . . . 2
- (問2) インサイダー取引規制の対象は株式のみですか。投資信託や  
E T Fもその対象に含まれますか。 . . . . . 3
- (問3) 上場会社の役職員等は、自社株式や取引先を含む他社株式を  
売買することはできますか。 . . . . . 4
- (問4) 重要事実等を知った場合でも株式の売買が可能となる「公表」  
とは、どのような方法で行われるのですか。 . . . . . 5
- (問5) 重要事実のバスケット条項に該当する事実とはどのようなもの  
ですか。 . . . . . 6
- (問6) インサイダー取引の未然防止の観点から、上場会社の社内規則  
では、株式等の売買について、どのような売買管理規則が設けられ  
ていますか。 . . . . . 7
- (問7) 金融庁及び証券取引等監視委員会における、職員の投資に係る  
規則、資産形成支援の取組みはどのようなものですか。 . . . . . 8

基礎編（問1）

株式売買についてのインサイダー取引規制とはどのようなものですか。

（答）

株式売買についてのインサイダー取引規制の概要は、

- ① 上場会社の役職員等の会社関係者（会社関係者でなくなった後1年以内の者を含む。）が、
  - ② その会社の業務等に関する重要事実（例えば、その会社が新株発行を行うことを決定した事実や、その会社の決算予想値に大幅な修正が生じた事実等）を、
  - ③ 自身の職務等に関して知った場合、
  - ④ その重要事実が公表される前に、
  - ⑤ その会社の株式の売買をしてはならない、
- というものです。

例えば、上場会社の役職員が、自社の会議出席やメール閲覧等により、自社の決算予想値に大幅な上方修正が生じたことを知りながら、その公表前に自社株式を買い付けるような場合が典型例です。

また、上場会社の会社関係者から重要事実を伝えられた者が当該上場会社の株式を売買する場合や、上場会社に対して公開買付けを行うこと等を決定した他の会社の役職員が当該上場会社の株式を売買する場合についても、基本的に上記と同様の規制があります。

なお、一定の場合には、上場会社の会社関係者が、他人に対して、未公表の重要事実を伝えたり、その会社の株式売買を勧めたりすること等も禁止されています。

基礎編（問2）

インサイダー取引規制の対象は株式のみですか。投資信託やETFもその対象に含まれますか。

（答）

インサイダー取引規制の対象は、主なものとして、上場会社についての株式・新株予約権証券・社債のほか、J-R E I T・上場インフラファンドがあります。

これに対し、ETFや一般に販売されている大部分の投資信託（ただし、いわゆる自社株投信のように、個別の上場会社の株式等のみを投資対象とする株式投資信託を除く。）は、インサイダー取引規制の対象ではありません。

基礎編（問3）

上場会社の役職員等は、自社株式や取引先を含む他社株式を売買することはできますか。

（答）

上場会社の役職員等は、自社や取引先を含む他社に関する重要事実等を知りやすい立場にあるところ、重要事実等の対象である会社の株式の売買は、インサイダー取引として禁止される場合があります。

しかし、上場会社の役職員等が、自社株式や取引先を含む他社株式を売買する場合であっても、インサイダー取引となるのは、基礎編（問1）のとおり、未公表の重要事実等を職務等に関して知りながら行う売買のみです。

したがって、例えば、知っている重要事実等が公表された後に行う売買や、そもそも重要事実等を知らずに行う売買であれば、インサイダー取引になることはありません。

以上のとおり、上場会社の役職員等が株式の売買を行う場合であっても、インサイダー取引として禁止されるのは法令に定められた一定の場合であって、萎縮する必要はありません。

基礎編（問４）

重要事実等を知った場合でも株式の売買が可能となる「公表」とは、どのような方法で行われるのですか。

（答）

重要事実等を知った場合であっても株式の売買が可能となる「公表」については、法令で定められた方法でなされる必要があります、実務上広く用いられているのは、T D n e t（適時開示情報伝達システム）という、上場会社が重要事実等を証券取引所等に伝達し、公表するための電子的なシステムを用いた方法です。

具体的には、上場会社が、その上場する証券取引所等に対してT D n e tを通じて情報を通知すると、当該情報が、証券取引所等が共同で運営するウェブサイト「適時開示情報閲覧サービス」に掲載され、即時に「公表」されたこととなります。

つまり、ある上場会社の重要事実等を知っている場合であっても、当該事実が上記ウェブサイトで公表されれば、当該会社の株式の売買が可能になるということです。

T D n e t 以外の方法が利用されることは多くはありませんが、そうした方法が用いられている場合には、「公表」されたことになるために一定の周知期間が必要なものがあります。

なお、メディアによるスクープ報道があっただけでは、法令上の「公表」がされたことになりません。

- 適時開示情報閲覧サービスについては、以下のURLをご参照ください。  
[https://www.release.tdnet.info/inbs/I\\_main\\_00.html](https://www.release.tdnet.info/inbs/I_main_00.html)

基礎編（問5）

重要事実のバスケット条項に該当する事実とはどのようなものですか。

（答）

上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この問において同じ。）の業務等に関する重要事実については、金融商品取引法第166条第2項第1号から第3号まで（上場会社等の子会社については同項第5号から第7号まで）の規定において、網羅的、具体的に定められています。これに対し、バスケット条項（同項第4号。上場会社等の子会社については同項第8号）とは、さらに、上記事実以外の会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを重要事実として規定したものです。

「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」事実とは、分かりやすくいえば、通常の投資者が当該事実を知った場合に、その会社の株式等についての「売り」又は「買い」に関する判断を変えてしまうほど、影響の大きい事実です。

過去にバスケット条項が適用されて課徴金納付命令や刑事告発の対象となった類型としては、複数年度にわたる粉飾決算が発覚した事例などの決算・財務等関連情報、主要製品の重大な欠陥が判明した事例などの製品等の提供・データ関連情報が多いほか、行政庁による調査関連情報などもあります。

証券取引等監視委員会では、毎年公表している課徴金事例集に、バスケット条項の適用事例を整理した資料を掲載しています。

- 金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～（平成30年6月公表）については、以下のURLをご参照ください（バスケット条項の適用事例を整理した資料は86頁）。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20180628/01.pdf>

- 過去の課徴金事例集は、以下のURLをご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.htm>

基礎編（問6）

インサイダー取引の未然防止の観点から、上場会社の社内規則では、株式等の売買について、どのような売買管理規則が設けられていますか。

（答）

上場会社の株式等の売買に係る社内規則の策定状況等については、日本取引所グループが調査を実施しており、同グループのウェブサイトにおいて「全国上場会社インサイダー取引管理アンケート調査報告書」が公開されています。また、上場会社における実際の社内規則の内容等を紹介する「内部者取引防止規程事例集」も併せて掲載されています。

2,000社近い上場会社へのアンケートを実施したこの調査報告書（2016年10月）によれば、現役の役職員に対する規則として、

- ・ 自社株式の売買については、

許可制を採用している会社の割合が半数以上であり、事前届出制等を採用している会社、特段の制限をしていない会社の割合がそれぞれ一定程度ありました。

- ・ 他社株式の売買については

特段の制限を設けていない会社の割合が高いほか（役職員等の別ごとに35～43%程度）、取引先等との業務上の関係、情報連携の状況等を踏まえて、個別の対応をしているとうかがわれる会社の割合が30%程度であり、許可制や届出制を採用している会社の割合も一定程度ありました。

また、金融庁では、平成31年初頭に、日本経済団体連合会加盟の数十社に対し、社内規則の策定状況等についてヒアリングを実施しました。この結果、これらの会社の売買管理規則は、取引を行う者のランクや部署、取引の 카테고리（自社株式又は他社株式）ごとに、インサイダー取引のリスクの大小に応じて、一定の場合について許可や事前の届出を求めるものであり、株取引の一律禁止などの過度に取引を抑制するようなものとはなっていないことがわかりました。また、投資信託やETFの取引について制限を設けている会社はありませんでした。

○ 日本取引所グループの公表資料については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/regulation/public/index.html>

基礎編（問7）

金融庁及び証券取引等監視委員会における、職員の投資に係る規則、資産形成支援の取組みはどのようなものですか。

（答）

金融庁においては、その職務との関係から国民の疑惑や不信を招くことのないよう、職員の株式投資等に関して、内規で一定の規制を設け、その内容について研修での説明等を行っています。

具体的には、職務上知った秘密を利用してインサイダー取引を行うことのないよう周知しています。その上で、全ての上場会社の株式等について取引を禁止しているわけではなく、①金融庁が所管する法人の株式等の売買等、②全ての会社の株式等の信用取引、短期売買（6ヶ月以内）等に限って、原則として禁止しています。また、インサイダー取引の調査が任務に含まれる証券取引等監視委員会のように、部局によっては、その職務との関係から、これより厳しい規制を設けている場合があります。

ただし、上記のような規制を設けつつも、急な資金需要等により（法令違反ではないものの）内規で制限されている取引を行うやむを得ない事情がある場合等には、事前報告、事後報告を行うことで、取引を行い得ることとしています。

また、金融庁においては、安定的な資産形成を積極的に推進しており、つみたてNISAやiDeCoなどの利用を勧めるための事務連絡（「金融庁職員におけるつみたてNISA等の利用について」）を職員向けに発出したほか、職員を対象とした資産形成に関する講演会等を開催しています。

このように、金融庁においても、職員の株式投資等を一律に禁止しているわけではなく、担当職務等との関係を考慮して合理的な制限を設定しているほか、内規の内容を職員に周知して正確な理解を促すとともに、法令や服務規律に反しない範囲で資産形成を後押しする取組みを行っているところです。

- 「金融庁職員におけるつみたてNISA等の利用について」については以下のURLをご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/29/20171226/171226-3.pdf>

## インサイダー取引規制に関するQ&A【応用編】＜目次＞

※ 応用編は、実務上問題となる論点に関する法令解釈の指針等を示すものです。  
(令和元年7月29日改訂前の問1～問5を、応用編問1～問5としています。)

- (問1) 上場会社が信託方式又は投資一任方式によって自己株式取得を行う場合において、インサイダー取引規制に違反しないためには、どのような配慮が必要でしょうか。 . . . . . 10
- (問2) 現在、一部の上場会社において、「役職員について、持株会を通じる方法以外での自社株式取得を禁止する」という社内ルールが設けられている例があるが、年末まで又は年度末までなど一時的にこの社内ルールを解除し、インサイダー規制に反しない限り役職員が自社株式を取得してよいこととしたいと考えますが、インサイダー取引規制との関係で問題がありますか。 . . . . . 11
- (問3) 上場会社の役職員が、自社や取引先の株式を売買する場合、それらの会社に係る未公表の重要事実を職務等に関し知っていれば、取引の経緯等から重要事実を利用する意図がないことが明らかであったとしても、インサイダー取引規制違反として課徴金納付命令等の対象となるのでしょうか。 . . . . . 12
- (問4) 「金融商品取引法等に関する留意事項について」(金融商品取引法等ガイドライン) 第1章 166-1、166-2及び167-1について、  
(1) 「公開買付け等がある」とは、どのような状態のことをいうのでしょうか。  
(2) 被買付企業の取締役会等が決定した要請が「合理的な根拠に基づく」場合とは、どのような場合でしょうか。  
(3) 要請を受けた者が買付け等を行うに当たっては、どのような点に留意する必要があるでしょうか。  
(4) 同166-2において、要請を受けた者が、公開買付け等がないことを知りながら買付け等を行う場合についての留意事項が記載されているのに対し、同167-2が存在しないのは、どのような理由によるのでしょうか。 . . . . . 14
- (問5) 上場会社等に係る業務等に関する重要事実を逐次入手し続ける立場にある者は、いわゆる「知る前契約・計画」を活用することができないのでしょうか。すなわち、契約の締結又は計画の決定の時点において何らかの重要事実を知っている以上、当該契約又は計画は、「知る前契約・計画」とはいえないのでしょうか。 . . . . . 16

応用編（問１）

上場会社が信託方式又は投資一任方式によって自己株式取得を行う場合において、インサイダー取引規制に違反しないためには、どのような配慮が必要でしょうか。

（答）

金融商品取引法第 166 条においては、「会社関係者」であって、上場会社に係る業務等に関する「重要事実」を知った者は、その事実が公表された後でなければその会社の有価証券等の売買等をしてはならない旨が規定されています。（インサイダー取引規制）

上場会社が信託方式又は投資一任方式によって自己株式取得を行う場合、実際には第三者である信託銀行等が買付主体となるところ、上記の会社関係者が重要事実を知って売買等を行う場合に該当するかどうかが問題となります。

この点については、例えば、

- (1) 信託契約又は投資一任契約の締結・変更が、当該上場会社により重要事実を知ることなく行われたものであって、
- (2) ① 当該上場会社が契約締結後に注文に係る指示を行わない形の契約である場合、  
又は、  
② 当該上場会社が契約締結後に注文に係る指示を行う場合であっても、指示を行う部署が重要事実から遮断され、かつ、当該部署が重要事実を知っている者から独立して指示を行っているなど、その時点において、重要事実に基づいて指示が行われていないと認められる場合、

においては、一般に、上記の会社関係者が重要事実を知って売買等を行う場合に該当しないと考えられることから、基本的にインサイダー取引規制に違反しないものと考えられます。

応用編（問2）

現在、一部の上場会社において、「役職員について、持株会を通じる方法以外での自社株式取得を禁止する」という社内ルールが設けられている例があるが、年末まで又は年度末までなど一時的にこの社内ルールを解除し、インサイダー規制に反しない限り役職員が自社株式を取得してよいこととしたいと考えますが、インサイダー取引規制との関係で問題がありますか。

（答）

インサイダー取引規制違反が生じないように、上場会社各社においてその実情に応じた社内ルールが整備されることは重要なことですが、同時に、社内ルールが過剰な内容になり、結果として自社株式売買を萎縮させることがないような配慮が必要です。

御指摘のような、持株会を通じる方法以外での自社株式取得を禁止するという社内ルールは法令上求められるものではなく、各社の判断でこれを解除することは、インサイダー取引規制に抵触するものではありません。

応用編（問3）

上場会社の役職員が、自社や取引先の株式を売買する場合、それらの会社に係る未公表の重要事実を職務等に関し知っていれば、取引の経緯等から重要事実を利用する意図がないことが明らかであったとしても、インサイダー取引規制違反として課徴金納付命令等の対象となるのでしょうか。

（答）

金融商品取引法第 166 条においては、上場会社の役職員等の「会社関係者」であって、上場会社に係る業務等に関する「重要事実」を知ったものは、その事実が公表された後でなければその会社の有価証券等の売買等をしてはならない旨が規定されています。（インサイダー取引規制）

上場会社の内部情報を知り得る特別の立場にある「会社関係者」が、未公表の「重要事実」を知って売買等を行うことは、一般の投資家と比べて著しく有利となって極めて不公平であり、そのような売買等が横行すれば、証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を損なうおそれがあります。インサイダー取引規制は、このような投資家の信頼を確保する観点から、「会社関係者」による一定の売買等を禁止しているものと考えられます。

しかしながら、投資家の信頼の確保という観点からは、「会社関係者」が未公表の「重要事実」を知った後に売買等を行ったとしても、当該売買等が「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかであれば、それにより証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を損なうおそれは乏しく、インサイダー取引規制によって抑止を図ろうとする売買等には該当しないものと考えられます<sup>（注1）</sup>。

このため、自社や取引先の未公表の「重要事実」を知っている上場会社の役員<sup>（注2）</sup>が、それらの会社の株式を売買した場合であったとしても、例えば、『「重要事実」が、その公表により株価の上昇要因となることが一般的に明白なときに、当該株式の売付けを「重要事実」の公表前に行っている場合』や『「重要事実」を知る前に、証券会社に対して当該株式の買付けの注文を行っている場合』など、取引の経緯等から「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかであれば、インサイダー取引規制違反として課徴金納付命令等の対象とされることにはならないものと考えられます。

なお、いずれにしても、上場会社においては、役職員がインサイダー取引に関与することのないよう、社内において相応の情報管理態勢の確保に努めることが求められます。<sup>（注3）</sup>

（注1）「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかな場合とし

ては、いわゆる「知る前契約」の履行又は「知る前計画」の実行として売買等を行う場合等が該当します。詳しくは、応用編（問5）をご参照ください。

（注2）「重要事実」を知らない役職員については、単に重要事実を知り得る立場にあることをもって、その売買がインサイダー取引規制違反となることはないものと考えられます。

（注3）日本証券業協会が運営し、上場会社の役員情報を管理・登録する仕組みである Japan-Insider Registration & Identification Support System（J-IRISS）への登録は、上場会社の役職員によるインサイダー取引を防止するためのいわば「アラームシステム」としての機能を有しており、上場会社における法令遵守態勢の整備に資するものであるため、J-IRISSの登録が促進されることが強く望まれます。

応用編（問4）

「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）第1章166-1、166-2及び167-1について、

- （1）「公開買付け等がある」とは、どのような状態のことをいうのでしょうか。
- （2）被買付企業の取締役会等が決定した要請が「合理的な根拠に基づく」場合とは、どのような場合でしょうか。
- （3）要請を受けた者が買付け等を行うに当たっては、どのような点に留意する必要があるのでしょうか。
- （4）同166-2において、要請を受けた者が、公開買付け等がないことを知りながら買付け等を行う場合についての留意事項が記載されているのに対し、同167-2が存在しないのは、どのような理由によるのでしょうか。

（答）

- （1）原則として、公開買付者等が公開買付け等を行うことについての決定をした事実があれば、公開買付け等があることとなると考えられます。

ただし、当該事実が、公開買付者等が公開買付けに準ずる行為（金融商品取引法施行令第31条に規定する公開買付けに準ずる行為をいいます。以下この問4において同じ。）を行うことについての決定をした事実であって、かつ、当該公開買付者等が被買付企業の株券等の買集め行為（金融商品取引法施行令第31条に規定する買集め行為をいいます。以下この問4において同じ。）を開始する直前における当該公開買付者等の株券等所有割合（金融商品取引法施行令第31条ただし書に規定する株券等所有割合をいいます。以下この問4において同じ。）が100分の5未満である場合には、公開買付者等が公開買付けに準ずる行為を行うことについての決定をした事実に加え、買集め行為により当該公開買付者等の株券等所有割合が100分の5を超えている事実があれば、公開買付け等があることとなると考えられます。

被買付企業の取締役会等が公開買付け等に対抗するための要請を決定するに当たっては、上記の各事実があることについて、合理的な根拠に基づき判断する必要があると考えられます。

- （2）公開買付者等が公開買付け等を行うことについての決定をした事実があることについて「合理的な根拠に基づく」場合としては、例えば、被買付企業が当該企業以外の者から公開買付け等を行うことについての具体的な提案を受けた場合や、当該企業以外の者が公開買付け等を行うことについての決定をした事実を裏付ける具体的な報道が行われた場合が考えられます。

また、買集め行為により公開買付者等の株券等所有割合が100分の5を超えている事実について「合理的な根拠に基づく」場合としては、例えば、被買付企業が、当該企業以外の者から大量保有報告書が提出されたことを確認した場合のほか、当該企業以外の者から株券等所有割合が100分の5を超え

たことについての具体的な通知を受けた場合や、当該企業以外の者の株券等所有割合が 100 分の 5 を超えた事実を裏付ける具体的な報道が行われた場合が考えられます。

- (3) 被買付企業の業務執行を決定する機関が公開買付け等に対抗するための要請を行うことについての決定をしたことは、被買付企業の業務等に関する重要事実であり、金融商品取引所における適時開示事項となっています。被買付企業の取締役会等の要請に基づいて、要請を受けた者が買付け等を行う際には、要請元である被買付企業が行う当該重要事実の公表等に基づき、当該要請が、公開買付け等があることについての合理的な根拠に基づくものであり、かつ、当該公開買付け等に対抗する目的をもって行われたものであるかにつき、適切に判断する必要があります。
- (4) 金融商品取引法第 167 条第 1 項、第 3 項の規定によるインサイダー取引規制は、公開買付け等があることを前提とする規制です。したがって、要請を受けた者が、公開買付け等がないことを知っている場合には、公開買付け等がない以上、同条第 1 項、第 3 項の規定によるインサイダー取引規制の適用の前提を欠き、当該規制の対象になりません（そのため、同条第 5 項第 5 号の規定による適用除外の対象になるか否かは問題になりません。）。

応用編（問5）

上場会社等に係る業務等に関する重要事実を逐次入手し続ける立場にある者は、いわゆる「知る前契約・計画」を活用することができないのでしょうか。すなわち、契約の締結又は計画の決定の時点において何らかの重要事実を知っている以上、当該契約又は計画は、「知る前契約・計画」とはいえないのでしょうか。

（答）

売買等を行う時点において未公表の重要事実を知っていたとしても、「知る前契約」の履行又は「知る前計画」の実行として当該売買等を行う場合には、当該重要事実を知ったことと無関係に行われる売買等であることが明らかといえることから、インサイダー取引規制の適用除外とされています（金融商品取引法第166条第6項第12号）。

このような趣旨を踏まえると、金融商品取引法第166条第6項第12号に規定する「知る前に締結された」又は「知る前に決定された」とは、「売買等を行う時点において知っている未公表の重要事実を知る前」に締結又は決定されたことを意味すると考えられます。

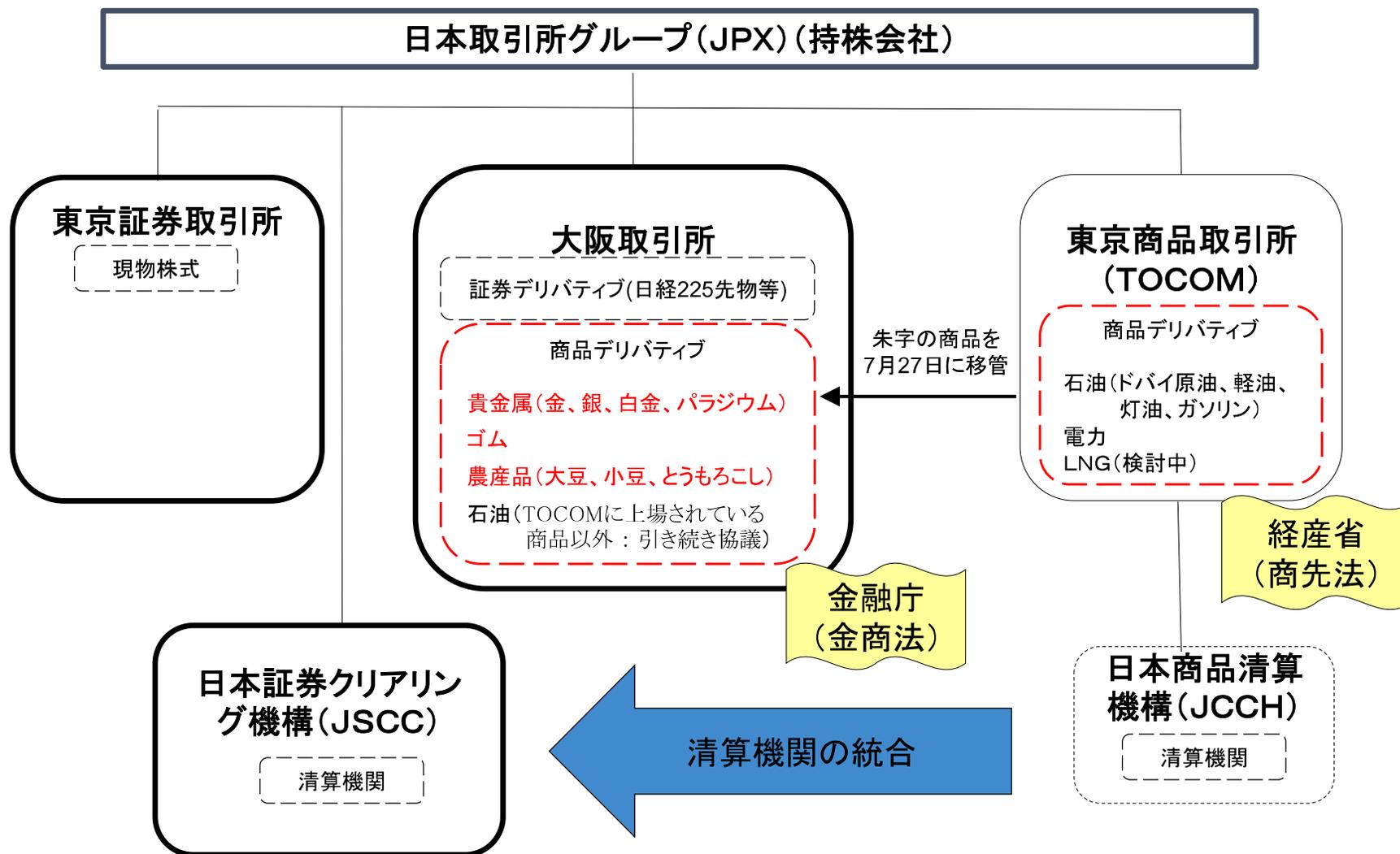
具体例として、契約の締結又は計画の決定の時点において知っている重要事実Aが売買等を行う前に全て公表又は中止され、また、当該契約の締結又は当該計画の決定の後に知った重要事実Bが当該売買等を行う時点において未公表となっている場合を想定します（なお、当該契約の締結又は当該計画の決定の時点から、当該売買等を行う時点までの間において、重要事実A及びBのほか知っている重要事実はないものとします。）。

ここで、売買等を行う時点において重要事実Bは未公表の重要事実ではありませんが、契約の締結又は計画の決定は重要事実Bを知る前に行われていることから、当該売買等が適用除外の要件を全て満たせば、「知る前契約・計画」に係る適用除外の対象となると考えられます。一方、重要事実Aとの関係では、その公表又は中止の後に売買等が行われているため、そもそもインサイダー取引規制上、問題は生じません。

このように、例えば、契約の締結又は計画の決定の時点において何らかの重要事実（上記例では重要事実A）を知っていたとしても、当該重要事実が全て公表された後に売買等を行うことを内容とする契約又は計画を締結又は決定することにより、売買等を行う時点において知っている他の重要事実（上記例では重要事実B）との関係で、「知る前契約・計画」として活用することができると考えられます。

なお、以上については、金融商品取引法第167条第5項第14号の規定による「知る前契約・計画」についても同様に考えられます。

# 総合取引所の実現スキーム(2020年7月27日以降)



# 海外金融事業者誘致に向けた東京都庁・金融庁の一体的取組み (別紙7)

海外の金融事業者を対象に、法人設立や金融業の登録など、拠点開設に係るさまざまな疑問にワンストップでお答えし、必要となる手続きを支援します。

拠点開設を検討している海外金融事業者

相談 ↓ ↑ 支援・助言

## －東京都庁－

金融ワンストップ支援サービス

E-mail: [financial-desk@bdc-tokyo.org](mailto:financial-desk@bdc-tokyo.org)  
Tel: 03-6269-9981

- ✓ 「金融窓口相談員」による相談受付
- ✓ 企業の拠点設立に関する照会  
(法人登記等)
- ✓ 生活環境に関する情報提供  
(英語対応可能な病院や子女向け学校等)
- ✓ 手続きに精通した弁護士の紹介・相談費用の補助

URL: <http://www.bdc-tokyo.org/>

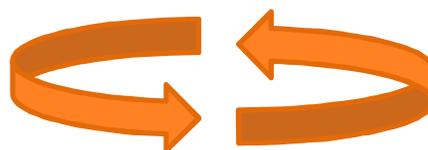
## －金融庁－

金融業の拠点開設サポートデスク

E-mail: [marketentry@fsa.go.jp](mailto:marketentry@fsa.go.jp)  
Tel: 03-3506-7109

- ✓ 金融関連の法令解釈や手続きに関する照会
- ✓ 金融業としての登録手続きに向けた継続的なフォロー

URL: <http://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>



どちらの窓口にも相談  
いただいても、窓口  
間で連携し、包括的  
に対応